

発行所
 青森県高等学校・障害児
 学校教職員組合
 青森市橋本1丁目2-25
 教育会館017(734)7287
 編集発行人 酒田 幸
 購読料一部20円は組合費
 の中に含む

異動される皆さんへ!
 *「赴任期間」(~4/7)
 を活用しましょう!
 新任校への着任は4月1日でなくともいいのです。新任校に着任日を伝え、引越し等の手続きを終えてから、ゆっくりと着任しましょう。

Eメール aokokyos@olive.ocn.ne.jp ホームページ http://aokokyos.g2.xrea.com/ ブログ http://plaza.rakuten.co.jp/sannkyoso05/

部活動手当引き下げ、 県議会への提案強行!

4時間程度 3,600円 → 3時間程度 2,700円

組合の要求に応えず、
交渉決裂!!

2月14日、組合の声に押された再交渉には職員福利課に加え、スポーツ健康課、教職員課も出席しました。これまでの交渉で組合から出された疑問に対し、県教委から十分な回答はありませんでした。高教組が求めている時間単位での支給、対外引率要件の拡大、振替の確保の要求にも全く応じず、その上、「運動部活動の指針」運用の正確性、教員の働き方改革などの前向きな視点もなく、県教委はあくまでも国準拠の姿勢を崩さず、交渉は平行線のまま、終了しました。翌15日、職員福利課副課長及び職員が高教組書記局に来局し、「県議会の日程の都合上、教育長交渉の時間は取れない」と報告しました。今回の手当引き下げについて合理性のある説明も、謝罪の言葉もありませんでした。高教組は今回の引下げ提案に対して同意せず、交渉は決裂しました。県教委の原案のまま2月議会に提案されることになりました。

2・14の交渉から

「程度」には準備・後片付けをふくむのか?

組合「指針」では小学校



の活動時間は2時間程度。2時間程度は支給要件外として。活動時間に準備・後始末を含むのか。

「スボ健」児童生徒が行う活動場所の準備やユニフォームへの着替え、後始末は活動時間に含む必要はないが、準備運動は活動時間に含む。

組合「指導者にとって準備・後始末の時間を含め3時間以上の従事となる場合、部活動手当の対象か。

福利課) 教員の従事時間に準備・後始末を含めてよい。小学校で3時間以上ならば

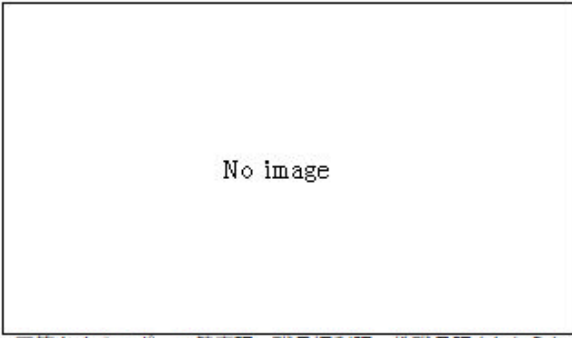
特勤手当2700円の請求が可能、支給対象となる。

手当が無理なら「振替」等で、負担軽減を!

組合) 高体連以外の試合引率は対外引率手当(5100円)の対象とならず、8時間の大会でも3600円。それが2700円に減額となる。引率手当の要件緩和ができないのなら、県教委は勤務の振替などの教職員の負担軽減を考えるべき。

教職員課) 勤務振替の実施は不可能である。

*2面に続く。



回答をするスポーツ健康課、職員福利課、教職員課(左から)

坂道の風

平成になり情報伝達の手段が大きく変化したように思う▼情報伝達の手段が新聞からラジオ、テレビ、パソコンへと変わり、さらにこの10年でパソコンからスマホへと急激な進化を遂げている。自宅には固定電話という時代に生きてきた私にとって、携帯電話やスマホの登場は衝撃的であった。今ではスマホをどこかに固定で置いておくと人はほとんどおらず、大半の人は一日中肌身離さず持っているのではないだろうか▼スマホは空間という距離的な制約を無くすことで、情報が発信されてから個人に届くまでの速度を飛躍的に向上させ、広く社会に影響を与えている。それはスマホが人間の生活の在り方・価値観を変えたということに他ならない。これからスマホがどのような進化をしていくのか、人間の生活がどのように変化していくのか、それが未来を考えるうえで一つの示唆となるのかも知れない。新元号時代はどうなっていくのだろうか?(MK GC)

「指針」の運用と手当の整合性はあるのか?

組合)「指針」に従えば、土日の両日に部活動をすることはできない。大会直前など土日の両方に部活動指導をする場合には、部活動手当は1日分しか支給されないのか。

福利課)各日に3時間ずつ従事していれば手当の申請は可能、支給の対象である。組合)学校によっては土日両日の部活動指導をした教員に、「指針」違反として1日分しか申請させないというところも起こりうる。

福利課)2日分支給されるべきである。そのような時は職員福利課にお知らせください。
組合)「指針」が部活動の負担軽減にならない。スポ健)参加する試合の精選をお願いする。

組合)スポーツ健康課として、高体連の各専門部・高野連に試合の精選を求めな

No image

手当引下げに抗議する酒田委員長

高教組の見解

いのか。スポ健)・・・(回答なし)

今回の交渉に向けての意見募集に際しては、多数の声が集まりました。特に実際に部活動指導にあたっての先生方からは、時間単位での支給、対外引率要件の拡大という声も届き、「こんな状態では部活動指導は辞退したい」という声もありました。その声を交差で県教委に届けたのですが、国の方針準拠、県財政を理由とする姿勢を打ち破ることはできませんでした。それでも、手当に関する交渉で、スポーツ健康課、教職員課も同席し、部活動指導の実態を訴えたことには価値があったと思います。その過程で、「運動部活動の指針」は教職員の多忙化の解消につながらず、運用についても不安な部分があることを明らかにすることができました。この指針がどう活用され、教職員の多忙化解消になるのかを確認していく必要があります。

高教組は、「不誠実な上からの押しつけに対して、弱い立場の人達は団結して、職場環境を整えることが大切である」と考えます。

現業職員昇格改善!

中途採用者1級在級1年で2級へ、在級期間短縮!

職員福利課は2月19日、現業職員の昇格基準を見直し、「26歳以上かつ在級1年」であれば1級から2級に昇格させる内容の提示を行いました。この見直しは新規採用者だけでなく、在職者にも適用するとしています。これによって、中途採用者の多くが最上位の級である5級に昇格できるようになります。

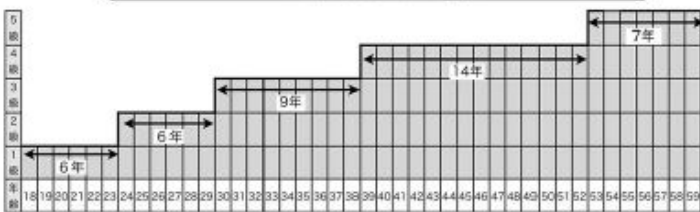
高教組の要求実現

現業職員の賃金は2008年に大幅に改悪され、4級構成から5級構成になりました。最上位の5級まで昇格するには最低でも35年必要なため(2013年に1年短縮)、25歳以上で採用された職員は定年までに5級に届きません。退職金は退職時の賃金によって計算されるため、生涯賃金に大きな差が出ていました。

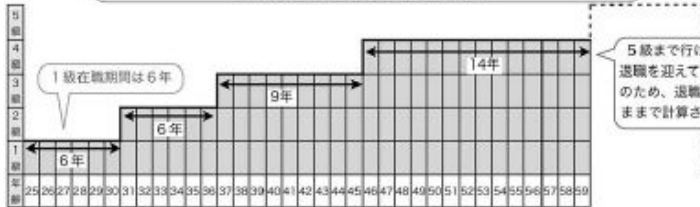
今回は、1級↓2級への昇格基準は高卒在級6年

現業賃金昇格改善のイメージ

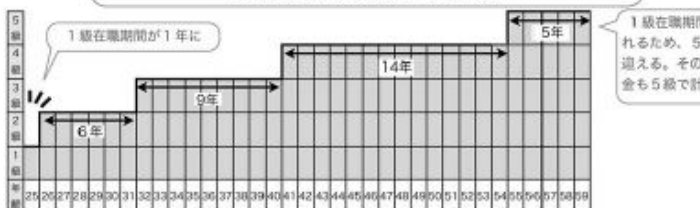
18歳で採用された場合



25歳で採用された場合(現行)



25歳で採用された場合(改善後)



長い間訴え続けることで勝ち取ったこともたくさんあります。自分たちに不利な状況を押し付けられたことを跳ね返すためには、たくさんの方々の協力も必要になります。

のです。今後も組合活動へのご協力と加入を心からお願いいたします。

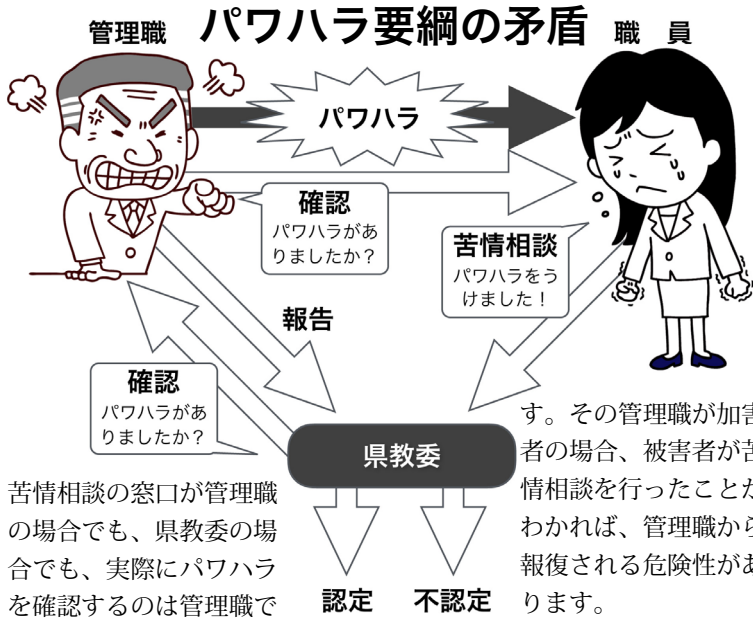
在職者も調整

職員福利課は新採用者(現在、新規採用してま

要求書を再提出

パワハラ要綱に構造的な欠陥

「津軽地方の特別支援学校パワハラ事件」についての要求書を、教職員課長が「個別の労働条件に関しては交渉できない」という理由で不受理としたことに関して、高教組は強く抗議するとともに、2月5日に改めて「『パワハラ・ハラスメントの防止等に関する要綱』に関する要求書」を提出しました。「パワハラ・ハラスメントの防止等に関する要綱」(以下「パワハラ要綱」)は2016年12月に県教委が策定したのですが、加害者が管理職の場合、加害者である管理職自身がパワハラ認定を行うなど、構造的な欠陥があります。



苦情相談の窓口が管理職の場合でも、県教委の場合でも、実際にパワハラを確認するのは管理職で

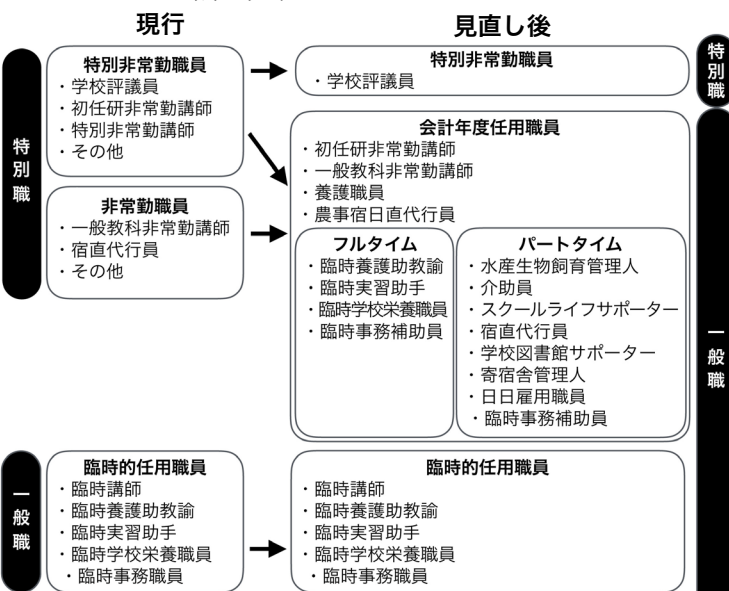
す。その管理職が加害者の場合、被害者が苦情相談を行ったことがわかれば、管理職から報復される危険性があります。

パワハラの客観的確認困難

高教組が特に問題視しているのは、パワハラ認定の方法です。被害者がパワハラ相談(「苦情相談」)を行うことができる窓口は職場の管理職か県教委です。加害者が管理職の場合、当然、県教委に告発することになりますが、要綱ではその事実確認を職場の管理職を通して行うことになっていきます。これでは客観的な確認ができないばかりでなく、場合によっては報復を受けることになりまます。このような確認は実際に「パワハラ要綱」が作られる前から行われており、被害者が校長室で再度、パワハラを受けるといふことも起きています。こ

高教組の要求は次の3点です。
1. 相談・調査のための中立的な第三者機関を設置すること。
2. 管理職によってパワハラの有無を確認しないこと。
3. 県教委内の苦情相談窓口は、県立高校職員も特別支援学校職員も教職員課に一本化すること。

職の見直しのイメージ



県教委の資料をもとに高教組が作成しました

のため、青森県では、実際には多くのパワハラがあるにも関わらず、現在までもパワハラが認定されていません。また、「津軽地方の特別支援学校パワハラ事件」は1年4ヶ月経た現在も解決していません。今後、もしこの「パワハラ要綱」が改正されず、さらに組合の個別の事案に関する要求に対しても県教委が交

県教委、会計年度任用職員 関連条例案を議会に提案

県教委は2020年度から新たに始まる会計年度任用職員に関する関連条例案を2月議会に提案しました。今回提案された条例案は、制度の大枠が定められているだけで、県教委は、勤務条件など、詳細に関してはこれから決めていくとしています。高教組は、勤務条件等の決定に関して、組合との協議に必ずしも求めています。

県教委が昨年高教組に示した資料によると、非常勤講師に代表される特別職の非常勤職員を2020年度からフルタイム及びパートタイムの会計年度任用職員に切り替えるとしています。会計年度任用職員は一般職であるため、基本的な待遇は正規職員と同じです。このため、給与の他に期末勤勉手当等の手当も支給されることとなります。また、地方公務員法が適用されるため、守秘義務・政治活動の制限・副業の制限などの規定が適用される上、人事評価の対象にもなります。これらの細部に関して、総務省はマニュアルの中で、「平成29年内に...職員団体との協議等を経て、平成30年度には、これらの任用や勤務条件等を確定することが必要」としています。

生徒の「見方」を鍛え、つながりを耕そう！ ～青森高生研研究集会・青森高教組青年部学習会～

集会は青森高教組青年部学習会として、2月2日～3日、青森県教育会館で行われました。県内外から参加があり、「生徒と教師の『いま』を犠牲にしない教育を語ろう！」のテーマの下、日頃の悩みや実践交流をしました。

No image

講師の話聞き学習を深めた集会

2日目のレポート分析は仙台市の中学校の先生(新卒2年目)のレポートを基に行いました。全国で2番目に生徒数が多い学校(12クラス)の2年生担任を務

講演は今年の夏に高生研名古屋大会で基調発題をする茨城の私立中高一貫校の先生が行いました。二人の息子を育てながら、生徒と向き合うお母さん先生です。演題を「揺れながら生きる教師の守備力」と掲げ、子どもの行動に惑わされず、心を読み取り、指導に力をつける力は長年の学習と経験によるものであり、青年教師に聞いてもらい、話題として広げていきたいものでした。

講演前にピライチ学習会が行われました。それぞれが日頃悩んでいること、取り組んでいることをA4用紙1枚にレポート化し、レポートについて、一人が批判的に、一人が肯定的に、一人は意見をまとめるというミニ学習会でした。クラスのいじめ問題、特別支援学校における音楽指導、同僚の付き合い方、労働時間を減らしたい、進路部長として学校を変える、選挙管理委員会の取組、生徒の主体性をはぐくむ指導など、それぞれが抱えている問題をみんなで共有するものとなりました。

No image

春闘勝利を訴えたパレード

2月9日、表記の集会所が行われ、高教組から5名が参加しました。高教組は、よりよい社会の実現を目指す

職場と地域からの共同のたたかいで、未来を切り拓こう！
19春闘勝利決起集会

平均年齢30代の職員の中で、孤立しがちな担任でありながら、ときには生徒に助けを求め、積極的に様々な学習会に参加し、教師として自分の心を開き、生徒との関係を築きながらの実践は感動に値す

仲間と集い、実践を交流する機会はとも有意義なものですね。これからの、このような集いにたくさん仲間が集い、たくさんの方と共に学びたいと思います。

集会は全労連副議長の後尾ゆり氏(全教選出)と、県労連議長の奥村榮氏が、19年度春闘勝利に向けての指針となる講演を行いました。

集会の最後は、県庁までパレードを行い、市民に春闘勝利を訴えました。

職場・地域・社会とつながり、賃金引き上げや人間らしい働き方を取り戻すこと、憲法を守るなどといった要求実現への運動を進めるために集まることの重要性と、憲法で保障されている人権を保障する労働運動の正当性を学びました。

集まれば元気!! 春の教育実践講座

(2019「虎の穴」オープン併催)

2019年度スタートにあたって、以下の通り、「春の教育実践講座」を開催します。ルーキーもベテランも、「子どもに心ひらく教育実践」を共に学び、希望溢れる新年度を迎えましょう!!

期日: 4月13日(土)
時間: 14:00～18:00
(「虎の穴」オープンは10:00～)
会場: 青森県教育会館(青森市)
日程及び内容:
10:00～13:00 「虎の穴」オープン
合格体験を聞く、集団討論
14:00～15:30 全体講演
「学級づくり・子ども理解」
講師: 宮崎充治氏(弘前大学教授)
15:50～18:00 分科会
・高等学校、特別支援教育等
参加費: 300円 (組合員は旅費支給)
*お問い合わせ、参加申し込みは高教組本部まで。

教育事業のごあんない

◎教育事業補助金助成

募集期間 2019年4月1日～6月30日
助成額 ① 教育講演会等及び障がい者理解推進のための事業
・・・1件につき5万円以内
② 社会貢献活動(ボランティア活動)・・・1件につき2万円以内
※実施団体の事業予算額の半額を超えない範囲
お問合せ 一般財団法人 青森県教育厚生会 総務課 017-721-1310

◎親と子の教師の教育相談室 スマイルサポート

相談時間 月・水・金 9:00～16:00
※予約により時間外も対応します
相談内容 不登校、学習、いじめ、家庭教育や発達障がいなど発達上の悩みや問題、教師と親の連携、教職員の実践上の悩みなど



フリーダイヤル 0120-793-087
E-mail smile@e-kyouiku-kouseikai.or.jp



<募集にご協力お願いします>

教育奉謝金

「学校と学校を結ぶ助け合い」として教育奉謝金を募集しています。この教育奉謝金を財源として、下表のとおり見舞金等を給付しています。

募集範囲及び拠出額

教育関係職員 1人 600円 児童及び生徒 1人 100円

給付額

区分	教育関係職員		児童・生徒
	基本	加算	
傷病見舞金	基本	11,000円	6,000円
	加算	8,000円	6,000円
	長期加算	7,000円	5,000円
災害見舞金	風水被害・地震等	15,000円	10,000円
	火災	20,000円	15,000円
弔慰金	100,000円		50,000円

お問合せ 一般財団法人 青森県教育厚生会 事業課 017-721-1313